令和7年度　島根県消防学校教育訓練実施計画表

【別表第1】

教育種別			対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入校予定人員	期間日数	実日数	教育時間数	入校申請締切日
消防職員	初任教育	初任総合教育（第65期）	主として新規採用救急業務に携わる者	7日(月)入寮 8日(火)入校							25日(火)卒業 26日(水)退寮					36	232	153	1071	3/7
消防職員	専科教育	警防科（第34期）	主として警防業務に携わる者					25日(月)	12日(金)							12	19	15	105	7/16
消防職員	専科教育	救助科（第33期）	主として救助業務に携わる者									1日(月) 26日(金)				15	26	20	140	10/22
消防職員	専科教育	予防科（第9期）	主として予防業務に携わる者										19日(月)	6日(金)		13	19	15	105	12/10
消防職員	幹部教育	初級幹部科（第37期）	主として消防司令補の階級にある者						29日(月)	10日(金)						14	12	10	70	8/20
消防職員	特別教育	研修教官	今後所属職員の指導に当たる者		12日(月)			8月上旬								13	13	11 ※1	77	4/7
消防職員	特別教育	通信指令研修	通信指令業務に携わるも者												2日(月) 6日(金)	13	5	5	35	1/21
消防職員	特別教育	部隊指揮研修	今後部隊指揮に携わる者							27日(月) 31日(金)						14	5	5	35	9/17
消防職員	特別教育	実火災体験研修（前期）	現在現場指揮に携わっている者		26日(月) 27日(火)											13	2	2	14	4/16
消防職員	特別教育	実火災体験研修（後期）	令和2年度採用以前の者						16日(火) 19日(金)							12	4	4	28	8/7
消防職員	特別教育	火災性状指導者研修	所属職員の指導にあたる者										21日(水) 23日(金)	16日(月) 17日(火)	9日(月) 13日(金)	12	8	8 ※2	56	12/12
消防職員	その他	第三級陸上特殊無線技士講習	第三級陸上特殊無線技師資格を有しない者				別途調整									7	1	1	7	別途指示
消防職員	その他	違反是正研修	違反是正推進に携わる者										予防科	期間中※3			1	1	4	島消会
消防職員	その他	消防操法審査員講習会	県消防操法大会審査員	令和7年度は開催なし																
消防職員	その他	救急隊長教育	新たに救急隊長になった者及び今後、救急隊長になる者									別途調整※4					2	2	14	県MC協議会
消防団員	幹部教育	初級幹部科	団員又は班長の階級にある者			7日(土) 学校										30	1	1	7	5/8
消防団員	幹部教育	初級幹部科	団員又は班長の階級にある者			21日(土) 益田										30	1	1	7	5/22
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 現場指揮課程	主として部長以上の階級にある者							11日(土) 12日(日) 学校						30	2	2	14	9/11
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 現場指揮課程	主として部長以上の階級にある者									13日(土) 14日(日)益田				30	2	2	14	11/13
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 分団指揮課程	分団長及び副分団長											14日(土) 学校		30	1	1	7	1/15
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 分団指揮課程	分団長及び副分団長											21日(土) 浜田		30	1	1	7	1/22
消防団員	その他	企画研修	消防協会が定める者								別途調整※5					20	2	2	14	消防協会

※1　研修教官については、入校日から3日間の集合教育、班別教育6日間（5班編成を予定）及び班別教育後の2日間の集合教育の計11日間とします。
※2　火災性状指導者研修については、1月、2月に集合教育を計5日間実施し、3月に一週間の内3日の実技効果測定を含めた班別集合教育を実施し、計8日間（1名あたり）とする。
　　また、2月と3月の教育では学生の所属本部から体験者（訓練参加者）を募集いたします。
※3　違反是正研修は島根県消防長会が日程を調整し周知する。
※4　救急隊長教育は島根県MC協議会が日程を調整し周知する。
※5　消防団員教育（その他）は消防協会が企画し日程を調整し周知する。